

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成 16 年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、必要な事業を推進してきましたが、利用期を迎えた森林資源の活用、近年頻発する気象災害に対応した森林整備、地域資源の有効活用による農山村の活性化、県産材の一層の利用促進など新たな課題も生じていることから、これらの課題に適切に対応するため、琵琶湖森林づくり条例(平成 16 年滋賀県条例第 2 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 前文について、所要の整理を行うこととします。(前文関係)

(2) 基本理念に、森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならないことを追加することとします。(第 3 条関係)

(3) 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次に掲げる措置を講ずることとします。(第 10 条関係)

ア 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずることとします。

(4) 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めることとします。(第 15 条関係)

(5) 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずることとします。(第 17 条関係)

(6) 県産材の利用の促進(第 18 条関係)

ア 県は、自ら率先して県産材の利用に努めることとします。また、県は、県産材の生産、加工および流通の合理化に加え、これらの高度化の促進のために必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育(木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材

の利用に関する啓発活動をいう。)を推進することとします。

ウ 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととします。

(7) その他

ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。